

広報こまき「市民のコーナー」掲載基準

平成20年7月8日
20小企第298号

第1 この基準は市民同士の交流、情報掲載コーナーとして平成8年度から毎月1日号に掲載している「市民のコーナー」の掲載基準を定める。

第2 行政広報の公共性、公益性を損なうおそれがある次のものは掲載しないものとする。

- (1) 営利目的の宣伝、広報活動を目的としたもの
- (2) 宗教的教育宣伝活動を目的としたもの
- (3) 政治的活動を目的としたもの
- (4) 個人宣伝を目的としたもの（個展などを含む）
- (5) 男女の交際に関するもの
- (6) 教育上不適切なもの、その他公序良俗に反するもの
- (7) 掲載意図及び内容が不明確なもの、その他掲載が不相当と認められるもの

第3 掲載内容に関する確認事項は、次によるものとする。

- (1) 掲載団体は、原則市内で活動する団体で、その会員は主に市内在住者で構成されていること。
- (2) 連絡先は原則市内在住の個人であること。
- (3) 月額2,000円以上の料金が発生する場合、その内訳を明らかにすること。

第4 掲載の手続き等に関しては、次によるものとする。

- (1) 同一団体の掲載は、3か月以上の間隔を必要とする。
- (2) 掲載の手続きは、こまき市民活動ネットワークで行うこと。
- (3) 掲載の可否、掲載方法、掲載する号の最終決定は秘書広報課広報係で行う。

付 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。